

守るうルール！ 正しい分別とごみの出し方



市では、ごみの減量と資源化を図るため、容器包装リサイクル法に基づいて、分別収集を実施しています。今回、資源ごみの出し方について、特に問い合わせが多いものを、紹介します。皆さんが分別収集に協力いただいたものを、より多くリサイクルするためにも、ご協力ください。

Q ペットボトルのキャップは外さなくても良いの？

A ペットボトルは、中をすすぎ、ラベルをはがし、キャップは取り外してから出しましょう。

どうして キャップがついたままだと、質の良い再生原料にならないので、ごみ処理場でキャップを一つ一つ手作業で取り外しています。キャップは、プラスチック製容器包装の指定袋に入れて出してください。ビンなどについている金属のキャップは不燃ごみとして出してください。

Q ペットボトルは、つぶしてから出すの？

A つぶしてから、出してください。

どうして キャップがついているとつぶれませんので、キャップが外れていることの確認にもなります。また、つぶした方が容積も減るので、指定袋に多く入れられ、節約になります。また、ごみ収集車も、一度に多くのペットボトルを運べるので、効率が良くなります。

Q ダンボールはガムテープでまとめてもいいの？

A 紐で梱包してください。

どうして ガムテープでまとめると、リサイクルに

支障がでます。また、紐で梱包してある方が、収集作業がし易くなります。たたんでバラバラにならないようしっかり紐で梱包してください。

Q アルミ箔のついた紙パックの出し方は？

A 内側がアルミコーティングされた紙パックは可燃ごみで、また、注ぎ口がプラスチック製のものについては、その部分を切り取りプラスチック製容器包装の指定袋で出してください。

クリーンセンターで処理できないごみもあります

搬入されるごみの中に時折、農薬類がみられます。農薬類は取り扱い方法によっては危険なため、一般のごみとして出されると処理過程で事故の原因になります。処理する場合は、販売店、専門店に引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

ごみに関する問い合わせは

旭市環境課 (☎62-5328) または

旭市クリーンセンター (☎62-0955) へ。

浄化槽(合併・単独)は清掃が必要です

10月1日は、浄化槽の日です。

浄化槽は、定期的に清掃(汚泥引き抜き)を行わないと、槽内にスカムや汚泥がたまり、浄化機能が下がり、悪臭の発生や河川等を汚染する原因となります。

東総衛生組合の許可を受けた、次の業者に依頼して適切に清掃(汚泥引き抜き)をしてください。現在、組合では直接清掃作業を行っていません。

〈清掃許可業者〉

◇(株)東総浄化槽清掃センター(八日市場市)
☎0479-72-4231

◇(株)加藤設備(旭市) ☎63-8277

◇(株)旭住宅(旭市) ☎63-8150

◇(株)五十嵐商会 海匠営業所(光町)
☎0479-84-1119

◇(有)光クリーンセンター(光町) ☎0479-84-2244

◇旭衛生センター(株)(旭市) ☎63-9551

〈問い合わせ先〉

◇環境課環境整備班 ☎62-5329

◇東総衛生組合旭クリーンパーク ☎62-0794

◇東総衛生組合光クリーンパーク ☎0479-84-0409